

令和2年第1回砂川市議会定例会

令和2年3月12日（木曜日）第4号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1
- 議案第13号 砂川市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第14号 砂川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第15号 砂川市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第16号 砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第17号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第18号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第19号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第20号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第21号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第22号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第23号 砂川市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第24号 砂川市学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第25号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第26号 砂川市病院事業看護学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第27号 砂川市病院事業診療費等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第29号 砂川市と奈井江町における学校給食に係る事務の委託に関する規約の制定について
 - 議案第30号 砂川市と浦臼町における学校給食に係る事務の委託に関する規約の制定について

- 議案第 28 号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 議案第 32 号 市道路線の変更について
- 議案第 7 号 令和 2 年度砂川市一般会計予算
- 議案第 8 号 令和 2 年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 9 号 令和 2 年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第 10 号 令和 2 年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 11 号 令和 2 年度砂川市下水道事業会計予算
- 議案第 12 号 令和 2 年度砂川市病院事業会計予算
- 散会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 13 号 砂川市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 砂川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 砂川市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 18 号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23 号 砂川市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24 号 砂川市学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25 号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26 号 砂川市病院事業看護学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第27号 砂川市病院事業診療費等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第29号 砂川市と奈井江町における学校給食に係る事務の委託に関する規約の制定について
- 議案第30号 砂川市と浦臼町における学校給食に係る事務の委託に関する規約の制定について
- 議案第28号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 議案第32号 市道路線の変更について
- 議案第7号 令和2年度砂川市一般会計予算
- 議案第8号 令和2年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第9号 令和2年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第10号 令和2年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第11号 令和2年度砂川市下水道事業会計予算
- 議案第12号 令和2年度砂川市病院事業会計予算

○出席議員（13名）

議 長	水 島 美喜子 君	副議長	増 山 裕 司 君
議 員	中 道 博 武 君	議 員	永 関 博 紀 君
	多比良 和 伸 君		佐々木 政 幸 君
	高 田 浩 子 君		飯 澤 明 彦 君
	増 井 浩 一 君		北 谷 文 夫 君
	沢 田 広 志 君		辻 勲 君
	小 黒 弘 君		

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊
砂川市監査委員	栗 井 久 司
砂川市選挙管理委員会委員長	信 太 英 樹
砂川市農業委員会会長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	湯 浅 克 己
-------	---------

病院事業管理者	平 林 高 之
総務部長	熊 崎 一 弘
兼 会 計 管 理 者	
市民部長	峯 田 和 興
保健福祉部長	中 村 一 久
経済部長	福 士 勇 治
建設部長	近 藤 恭 史
建設部技監	小 林 哲 也
病院事務局長	朝 日 紀 博
病院事務局審議監	山 田 基
総務課長	東 正 人
政策調整課長	井 上 守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長	河 原 希 之
---------	---------

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長	山 形 讓
-------------	-------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	熊 崎 一 弘
-------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	福 士 勇 治
-------------------	---------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	和 泉 肇
事 務 局 次 長	川 端 幸 人
事 務 局 主 幹	山 崎 敏 彦
事 務 局 係 長	斉 藤 亜 希 子

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 水島美喜子君 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。
議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
直ちに議事に入ります。

- ◎日程第1 議案第13号 砂川市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 砂川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 砂川市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 砂川市特別職の職員で非常勤のもの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 砂川市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 砂川市学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 砂川市病院事業看護学生修学資金貸与条例の一部を

改正する条例の制定について

議案第27号 砂川市病院事業診療費等徴収条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第29号 砂川市と奈井江町における学校給食に係る事務の委
託に関する規約の制定について

議案第30号 砂川市と浦臼町における学校給食に係る事務の委託
に関する規約の制定について

議案第28号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について

議案第32号 市道路線の変更について

議案第7号 令和2年度砂川市一般会計予算

議案第8号 令和2年度砂川市国民健康保険特別会計予算

議案第9号 令和2年度砂川市介護保険特別会計予算

議案第10号 令和2年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第11号 令和2年度砂川市下水道事業会計予算

議案第12号 令和2年度砂川市病院事業会計予算

○議長 水島美喜子君 日程第1、議案第13号 砂川市監査委員条例の一部を改正する
条例の制定について、議案第14号 砂川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定につい
て、議案第15号 砂川市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制
定について、議案第16号 砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関
する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 砂川市福祉医療費助成条
例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 砂川市放課後児童健全育成事業
の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第
19号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 砂川
市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 砂川市中小企
業等振興条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 砂川市営住宅管理条
例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 砂川市下水道事業の設置等に関
する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 砂川市学校給食センター
条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号 砂川市病院事業の設置等に関
する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号 砂川市病院事業看護学生
修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号 砂川市病院事業
診療費等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号 砂川市と奈井江
町における学校給食に係る事務の委託に関する規約の制定について、議案第30号 砂川
市と浦臼町における学校給食に係る事務の委託に関する規約の制定について、議案第28
号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について、議案第32号 市道路線の変更
について、議案第7号 令和2年度砂川市一般会計予算、議案第8号 令和2年度砂川市

国民健康保険特別会計予算、議案第9号 令和2年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第10号 令和2年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第11号 令和2年度砂川市下水道事業会計予算、議案第12号 令和2年度砂川市病院事業会計予算の25件を一括議題といたします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 私から議案第13号、第28号について順次説明申し上げます。

議案第13号、砂川市監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、地方自治法等の一部を改正する法律により地方自治法の一部が改正されたことに伴い、同法を引用する条項を改めるとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市監査委員条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第13号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第4条は、定例監査の定めであり、見出しを「定例監査等」に改め、同条中「第199条第4項」を「、第199条第2項及び第4項」に改め、「（以下「定例監査」という。）」というを削るものであります。

第10条は、賠償責任の監査及び意見提出の定めであり、「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項（地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。）」に、「同条第8項」を「法第243条の2の2第8項」に改めるものです。

附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第28号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更についてご説明申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、砂川市過疎地域自立促進市町村計画を変更することについて議会の議決を求めるものであります。計画の変更につきましては、過疎対策事業債が過疎地域自立促進市町村計画に基づいて実施する事業を対象とするとされており、計画に登載されていない新たな事業を追加するため、変更を行うものであります。過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、事前に北海道と協議を行った後に議会の議決が必要とされており、このたび北海道との協議が調いましたので、計画の変更について議会の議決を求めるものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。変更部分にアンダーラインを表

示しております。砂川市過疎地域自立促進市町村計画（案）であります。2、産業の振興のうち、（3）計画の表中、自立促進施策区分の1、産業の振興の事業名、（1）基盤整備の農業に、事業内容に東豊沼地区農地耕作条件改善事業、事業主体に砂川市を追加する計画の変更を行うものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君（登壇） 私から市民部所管の議案第14号、第17号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第14号 砂川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことを踏まえ、登録資格の規定を改めるとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市印鑑条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第14号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第2条は、登録資格の定めであり、第2条第2項を「前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、印鑑の登録を受けることができない。第1号、15歳未満の者、第2号、意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）」に改めるものであります。

第6条は、登録印鑑の制限の定めであり、第2項第1号中「記載」を「記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）が」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第17号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、乳幼児等の入院外に係る医療費の助成対象年齢を拡大するとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の概要につきまして若干説明させていただきます。福祉医療費助成条例につきましては、現在乳幼児等においては入院、入院外とも未就学児まで自己負担分を無料に助成しておりますが、改正後は小学生まで助成対象を拡大し、入院、入院外とも非課税世帯は無料、課税世帯は1割負担とする条例及び規則を改正するものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第17号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第4条は、助成の範囲の定めであり、第4条第2号を「乳幼児等 入院 入院外 指定訪問看護」に改めるものであります。

第6条は、助成の方法の定めであり、第6条第1項中「健康保険法第63条第3項第1号の保健医療機関又は保険薬局、国民健康保険法第36条第3項の保健医療機関又は保険薬局、その他厚生労働省令で定める」を「医療保険各法に規定する」に改めるものであります。

規則改正も含めた改正の内容につきまして最後に参考資料を添付しておりますので、議案第17号参考資料を御覧いただきたいと存じます。乳幼児等医療に係る一部負担金の助成拡大の内容ですが、上段が現在の助成内容で、下段が拡大後の助成内容であります。今回拡大する助成内容は小学生であり、拡大するところは塗り潰してある部分で、自己負担について、非課税世帯は入院が初診時一部負担金のみだったのが無料に、通院が3割負担から無料、課税世帯は入院は変わらず、通院が3割負担から1割負担になるところであります。拡大実施時期は本年8月診療分からで、これは受給者証の更新が8月からであるので、それに合わせての実施としております。拡大に係る費用額としましては、令和2年度予算は8月診療分から翌年1月診療分までの6か月間で、乳幼児と独り親家庭と重度心身障害者を合わせて491万6,000円を予算計上しております。また、令和3年度からの年間ベースでは約1,000万円と予定しております。

3ページに戻っていただきたいと存じます。附則として、第1項は施行期日であり、この条例は、令和2年8月1日から施行するものであります。

第2項は経過措置であり、この条例による改正後の砂川市福祉医療費助成条例第4条第2号の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 (登壇) 私から議案第15号、議案第25号から27号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第15号 砂川市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、砂川市立病院の助産師の安定的な確保を図るとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

2ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市職員の自己啓発等休業に関する条例

の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第15号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第2条は自己啓発等休業の承認の定めであり、第2条に第2項として「規則で定める職員のうち任命権者が認める職員にあつては、前項中「3年」を「1年」と読み替えて、同項の規定を適用することができる。この場合においては、規則で定める大学等課程の履修のための休業に限るものとする。」を加え、第3条は自己啓発等休業の期間の定めであり、法第26条の5第1項の条例で定める期間は、次の各号に掲げる休業の区分に応じ、当該各号に定める期間内として、第1号は「大学等課程の履修のための休業 2年（規則で定める場合にあつては3年）」、第2号は「国際貢献活動のための休業 3年」に改めるものであります。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行するものであります。

以上が議案第15号であります。

続きまして、議案第25号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、診療における専門性を高める観点から診療科の細分化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

2ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第25号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第5条は、経営の基本の定めであり、第2項中、診療科目の内科の次に呼吸器内科を、泌尿器科の次に人工透析外科を加えるものであります。

附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上が議案第25号であります。

続きまして、議案第26号 砂川市病院事業看護学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、修学資金の貸与の期間の限度を改めることにより、砂川市立病院の看護師及び助産師の安定的な確保を図るとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

2ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市病院事業看護学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第26号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第4条は、貸与期間及び方法の定めであり、第4条第1項を「修学資金の貸与の期間は、

養成施設の正規の修業年限を限度とする」に改め、第2条第2項ただし書中「休日に当たるときは、その翌日とする」を「砂川市病院事業出納取扱金融機関の休業日に当たるときは、順次これを繰り上げる」に改めるものであります。

附則として、第1項はこの条例の施行期日の定めであり、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

第2項は経過措置の定めであり、この条例の施行の際現に改正前の砂川市病院事業看護学生修学資金貸与条例の規定に基づき、修学資金の貸与を受けている者は、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例によるものであります。

以上が議案第26号であります。

続きまして、議案第27号 砂川市病院事業診療費等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、文書料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

2ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市病院事業診療費等徴収条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第27号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第2条は、料金の定めであり、第3項中「4,400円」を「5,500円」に改めるものであります。

附則として、第1条はこの条例の施行期日の定めであり、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

第2項は経過措置の定めであり、この条例による改正後の第2条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理するものから適用し、同日前までに申請を受理したものについては、なお従前の例によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 河原希之君（登壇） 私から議案第16号、議案第24号、議案第29号及び議案第30号についてご説明いたします。

初めに、議案第16号 砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。学校運営協議会の設置に伴い、学校運営協議会委員に支給する報酬について定めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

このことに関しまして学校運営協議会について若干ご説明を加させていただきます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6第1項に規定される学校運営協議会は、学校の運営及び当該運営への必要な支援について保護者、地域住民、学校職員等が

協議する機関であり、その設置について努力義務とされていることから、当市立学校においても設置し、委員を非常勤の特別職とするため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容については3ページ、議案第16号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

別表につきまして、4ページであります。報酬額中、スポーツ推進委員の項の次に学校運営協議会委員を加え、日額報酬4,800円及び会長への加給についてそれぞれ定めるものであります。

次に、5ページになります。附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第24号 砂川市学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、運営委員会の委員の定数を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

このことに関しまして若干ご説明を加えさせていただきます。令和2年度から上砂川町、奈井江町及び浦臼町の学校給食の調理、洗浄業務を受託するに当たり、給食センターの運営に関し諮問する運営委員会に他町の学校教育に関係する者に加え、他町との均衡を図るため、砂川市の委員を減じて本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市学校給食センター条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第24号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第5条は、給食センター運営委員会の定めであり、第2項中「11人」を「16人」に改めるものであります。

附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第29号から議案第30号までの学校給食に係る事務の委託に関する規約の制定について一括してご説明申し上げます。

地方自治法第252条の14第1項の規定により、砂川市と奈井江町、浦臼町における学校給食に係る事務の委託に関する規約を制定するものであります。

制定の理由は、学校給食に係る事務のうち、奈井江町、浦臼町から委託依頼があった調

理及び洗浄に関する事務を受託するため、本規約を制定しようとするものであります。

このことに関しまして若干ご説明を加えさせていただきます。今回の学校給食の調理及び洗浄の事務委託に係る事務につきましては、奈井江町、浦臼町から委託業者の撤退、調理職員の確保や施設の老朽化も進んでいることから、砂川市を受託市として、奈井江町、浦臼町を委託町として、砂川市において調理及び洗浄の事務を執行しようとするものであります。

それでは、議案第29号により規約の制定についてご説明申し上げます。次ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、趣旨の定めであり、この規約は、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、砂川市と奈井江町における学校給食に関する事務の委託について必要な事項を定めるものであります。

第2条は、委託事務の範囲の定めであり、奈井江町は、学校給食の調理及び洗浄に関する事務を砂川市に委託するものであります。

第3条は、管理及び執行の方法の定めであり、委託事務の管理及び執行については、砂川市の条例、規則及び規程の定めるところによるものであります。

第4条は、経費の負担の定めであり、第1項では、委託事務の管理及び執行に要する経費は奈井江町の負担とし、奈井江町はその年度に要した経費を砂川市に支払うものとし、第2項では、経費の額及び納入の時期は砂川市長と奈井江町長との協議により定めるものとし、砂川市長はあらかじめ委託事務に要する経費の見積もりに関する書類を奈井江町長に送付するものであり、第3項では、経費の負担については砂川市と奈井江町との間で基本的な算定方法を定めるものであります。

第5条は、委託事務の収支の分別の定めであり、砂川市長は、委託事務の管理及び執行に係る収支については、砂川市歳入歳出予算において分別して計上するものであります。

第6条は、決算の場合の措置の定めであり、砂川市長は、地方自治法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を奈井江町長に通知するものであります。

第7条は、連絡会議等の定めであり、第1項では、砂川市長は委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要があると認めるときは奈井江町長と連絡会議を開くものとし、第2項では、連絡会議のほか、委託事務の円滑な運営を推進するため、必要に応じて奈井江町の学校給食事務関係者との調整会議を開くことができると規定するものであります。

3ページ、第8条は、条例等改廃の場合の措置の定めであり、第1項では、委託事務の管理及び執行に適用される砂川市の条例等の全部又は一部を改廃しようとする場合においては、砂川市長はあらかじめ当該条例等奈井江町長に通知しなければならず、第2項では、これらが改廃された場合において、砂川市長は直ちに当該条例等を奈井江町長に通知しな

ければならず、第3項では、これら通知があったときは、奈井江町長は直ちに当該条例等を公表しなければならないと規定するものであります。

附則、第1項として、この規約は、令和2年4月1日から施行することとし、附則第2項は、委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、砂川市長がこれを決算し、この場合において、決算に伴い剰余金が発生したときは、速やかに奈井江町長に還付しなければならないと規定するものであります。

次に、議案第30号であります。浦臼町と全て同様の内容で規約を制定するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君（登壇） それでは、私より議案第18号及び議案第19号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第18号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、職員の配置基準を改めるとともに、資格要件に係る経過措置の期限を延長するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第18号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを付しております。

第10条は、職員の定めであり、第2項ただし書中「第5項」を「第6項」に改め、同条中、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加えるものであります。

第3項、前項本文の規定にかかわらず、市長が特に認めた時間帯における利用者が20人未満の場合に限り、放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに1人以上とすることができる。

附則第2条中「令和2年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「第10条第3項」を「第10条第4項」に改めるものであります。

附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであり、砂川市学童保育条例の一部を次のように改正するものであります。第3条第3項中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改めるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第19号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

ご説明申し上げます。

改正の理由であります。消費税率の引上げに合わせて国が低所得者対策として実施する第1号被保険者の保険料の軽減措置について保険料率を改めるとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。砂川市介護保険条例の一部を改正する条例であります。初めに今回の改正の経緯についてご説明申し上げます。消費税による公費を投入して実施する低所得者の第1号被保険者の保険料の軽減措置につきましては、平成27年4月から一部が実施され、さらに令和元年10月の消費税率10%の引上げに合わせ、軽減措置を強化しているところであります。軽減強化が完全実施となる令和2年度の保険料率の軽減割合につきましては第1段階は基準額の0.3、第2段階につきましては基準額の0.5、第3段階につきましては基準額の0.7とするものであります。

改正の内容につきましては3ページ、議案第19号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを付しております。

第4条は、保険料率の定めであり、第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に、「2万700円」を「1万6,500円」に改め、同条第3項中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に「2万700円」を「1万6,500円」に、「3万1,100円」を「2万7,600円」に改め、同条第4項中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に、「2万700円」を「1万6,500円」に、「4万円」を「3万8,600円」に改めるものであります。

附則として、第1項は施行期日であり、この条例は、規則で定める日から施行するものであります。

第2項は経過措置であり、改正後の第4条の規定は、令和2年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例によるものとしてあります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君（登壇） 私から議案第20号、第21号についてご説明を申し上げます。

初めに、議案第20号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、助成制度の期限を延長するとともに、従業員数の要件を緩和することにより企業の立地を促進するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては3ページ、議案第20号附属説明資料の新旧

対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第3条は、補助の対象の定めであり、第1項第1号中、工場施設の次に「、観光事業施設、特定事業施設及び植物工場施設」を加え、「従業員が5人」を「当該企業施設に従事する従業員が3人」に改め、同項第2号中「観光事業施設、特定事業施設及び植物工場施設」を「その他の施設」に、「かつ、新設及び増設にあつては、従業員が3人以上」を「移設」に改めるものであります。

次に、附則第3項はこの条例の失効の定めであり、本文中「平成32年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同項ただし書中「第3条の規定により操業を開始した者及び第4条の規定により補助金の交付を受けている者」を「第8条に規定する計画書の提出があった者」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。ただし、第3条第1項の改正規定は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第21号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、地域住民との触れ合いを深める活性化事業が継続的に行われるよう助成金の限度額を引き上げるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては3ページ、議案第21号附属説明資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第9条は、商店街活性化事業に対する助成の定めであり、第3項第3号中「24万3000円」を「32万円」に改めるものであります。

附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君（登壇） 私から議案第22号、第23号、第32号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第22号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市営住宅管理条例の一部

を改正する条例であります。改正内容につきましては3ページ、議案第22号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第38条は、市営住宅の明渡請求の定めであり、第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改めるものであります。

附則として、第1項は施行期日であり、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

第2項は経過措置であり、この条例の施行の日前に到来した支払期に係る改正前の第38条第3項に規定する利息については、なお従前の例によるものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第23号 砂川市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、地方自治法等の一部を改正する法律により地方自治法の一部が改正されたことに伴い、同法引用する条項を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては3ページ、議案第23号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第5条は、職員の賠償責任の免除の定めであり、「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改めるものであります。

附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第32号 市道路線の変更についてご説明申し上げます。

初めに、変更路線につきましては、路線名は北2号線及び東5線であり、当該路線地先の企業より、事業規模拡大に伴い、市道認定用地で未整備未供用区間の国有地取得のため、市道認定の一部を廃止とする要望があり、路線変更により減となる区間は2路線ともに未整備未供用区間で、地域交通がなく、今後においても道路整備計画がないこと、路線沿線の土地所有者から了承が得られていることから、終点部の変更を行うものであり、北2号線につきましては終点焼山鶉線から北吉野337番地2地先に、路線の延長を3,167.8メートルから2,519.8メートルに変更するものであります。また、東5線につきましては、終点を焼山320番1地先から北吉野338番地先に、路線の延長を1,068.5メートルから230.2メートルに変更するものであります。

附属説明資料といたしまして変更路線の図面を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時54分

○副議長 増山裕司君 休憩中の会議を開きます。

休憩前に引き続き提案説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 議案第7号 令和2年度砂川市一般会計予算についてご説明申し上げます。

最初に、予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。第1条は、歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ158億2,000万円と定めるものであります。この予算は、令和元年度6月補正後予算と比較いたしますと34億2,077万5000円の増となり、対前年比で27.6%の増となったところであります。

第2条は、継続費であります。9ページ、第2表、継続費に記載のとおり、2款総務費、1項総務管理費の庁舎建設工事1億9,226万7,000円について令和2年度、令和3年度の2か年の継続事業として総額及び年割額を定めるものであります。

第3条は、債務負担行為であります。10ページ、第3表、債務負担行為に記載のとおり、土地開発公社用地買収(2年度分)について期間を令和2年度から令和3年度まで、限度額を7,838万2,000円、新庁舎什器備品購入について期間を令和2年度から令和3年度まで、限度額2億132万4,000円と定めるものであります。

第4条は、地方債であります。11ページ、第4表、地方債に記載のとおり、一般単独事業債以下9件について限度額の合計を40億6,050万円と定めるものであります。

第5条は、一時借入金であります。一時借入金の借入れの最高額を30億円と定めるものであります。

第6条は、歳出予算の流用であります。同一款内で各項の間の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合と定めるものであります。

それでは、内容の説明を申し上げますが、市政執行方針の30ページに令和2年度予算大綱説明資料を添付しておりますので、これに沿って説明してまいります。歳出のほうから説明いたしますので、34ページをお開きいただきたいと存じます。予算書におきましては事業ごとに説明をしておりますので、説明資料につきましても同様な表示としたところがございます。説明資料につきましては予算書のページを記載しておりますが、ページにつきましては省略して説明をさせていただきます。また、各項目の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸及びアンダーラインを付してあるのは新規事業あるいは臨時事業であります。なお、括弧内の数字は、前年度6月補正後の予算額であります。それでは、二重丸及びアンダーラインの事業中心に説明をしてまいります。

1 款議会費は1 億1 4 1 万円で、前年度と比較して7 9 万2, 0 0 0 円の減となります。

2 款総務費は4 0 億5, 9 1 5 万9, 0 0 0 円で、前年度と比較して3 1 億5, 9 8 0 万6, 0 0 0 円の増となりますが、主な要因につきましてはふるさと応援寄附金に要する経費で8, 4 9 0 万9, 0 0 0 円の増、財産管理に要する経費で2, 5 8 2 万2, 0 0 0 円の増、庁舎建設事業費で3 1 億2, 8 8 1 万5, 0 0 0 円の増、知事・道議選挙の執行に要する経費で7 3 5 万8, 0 0 0 円の皆減、市長・市議選挙執行に要する経費で2, 6 4 2 万3, 0 0 0 円の皆減、参議院議員選挙の執行に要する経費で1, 4 7 2 万4, 0 0 0 円の皆減などによるものであります。

以下、新規事業や増減の主なものを申し上げます。1 目一般管理費の一つ丸、庶務事務に要する経費で備品購入費3 2 万1, 0 0 0 円は、庁舎内に設置しているA E D 本体の使用期限が切れることから、更新に係る費用であります。同じく一つ丸、町内会館建設等に要する経費で会館建設等補助金2 1 9 万3, 0 0 0 円は、町内会館の修繕、消防設備点検の補助と今年度から実施する町内会館の解体費用について補助をするものでございます。同じく一つ丸、ふるさと応援寄附金に要する経費で事務補助員報酬1 8 5 万8, 0 0 0 円は、処理業務が多忙につき配置している事務補助員の費用であります。同じく二重丸、市史編さんに要する経費5 9 3 万6, 0 0 0 円は、平成元年度以降の出来事を取りまとめ、平成の市史を編さんするために編さん事業を委託する債務負担行為4 年目の委託料及び市史編さん委員会委員の委員報酬などであります。

5 目財産管理費の一つ丸、財産管理に要する経費で工事請負費5, 0 5 4 万5, 0 0 0 円のうち、旧永大ビルアスベスト除却工事は含有調査によりアスベストが確認されたことからアスベスト除却工事を実施するものであり、旧北勤労者福祉会館屋根・外壁改修工事は建物の老朽化により屋根・外壁の改修工事を実施するものであります。

6 目企画費の二重丸、第7 期総合計画策定に要する経費3 5 0 万4, 0 0 0 円は、砂川市の最上位計画である第7 期総合計画の策定を進めているところであり、策定するための委員報酬、計画書作成委託料などの経費であります。

8 目交通安全推進費の一つ丸、交通安全推進に要する経費で交通安全施設等整備委託料5 0 万5, 0 0 0 円は、市内に設置しているカーブミラーのうち、さびや老朽化などにより更新の必要がある3 3 基を3 年計画で整備しているものであり、令和2 年度は7 基を整備する経費であります。同じく一つ丸、バス待合所の管理に要する経費で公衆トイレ解体工事費3 3 万5, 0 0 0 円は、高速バス吉野バス停の利用者のために設置していた公衆トイレが老朽化していることから解体撤去するものであります。

1 0 目市民生活推進費の一つ丸、市民生活向上推進に要する経費で人権啓発看板作成委託料1 万1, 0 0 0 円は、人権啓発活動のために啓発看板を設置するため、啓発看板の作成委託料であります。同じく一つ丸、北地区コミュニティセンターの管理に要する経費で備品購入費3 2 万1, 0 0 0 円は、施設内に設置しているA E D 本体の更新に係る経費で

あります。同じく一つ丸、南地区コミュニティセンターの管理に要する経費で備品購入費32万1,000円は、施設内に設置しているAED本体の更新に係る費用であります。同じく一つ丸、東地区コミュニティセンターの管理に要する経費で修繕料49万円は、自動火災報知設備の予備電池試験回路が不良であることから修繕するものであります。

11目情報化推進費の一つ丸、情報化推進に要する経費で市内公共施設ネットワーク構築委託料317万9,000円は平成14年に整備した自営光回線の故障リスクが高まっていることから、費用が安価な光回線サービスを利用するため、各拠点における設定などの委託をするものであり、市内公共施設イントラネット設備撤去工事1,238万6,000円は自営光回線を撤去する経費であり、備品購入費65万2,000円はオフィスソフトのサポート期限が切れるため、新しいバージョンのソフト購入費であります。

12目電算管理費の一つ丸、電算管理に要する経費で番号制度連携サーバー機器更新委託料572万円は、番号制度に関わる情報連携において宛名情報を一元管理するID連携サーバーの保守期間が終了することから、機器一式を更新するものであります。

13目まちづくり推進費の一つ丸、スマートインターチェンジの利用促進に要する経費で整備効果検証業務委託料55万円は、スマートインターチェンジの整備効果の検証を行うため、検証業務を委託するものであります。同じく一つ丸、協働のまちづくりに要する経費で地域コミュニティ活動支援事業補助金450万3,000円は、地域コミュニティ活動支援事業補助金の事業割の事業費に町内会館等の施設を維持管理するための光熱水費や負担金の支払いを認め、事業割限度額を3万円から4万円に増額し、補助するものであります。同じく二重丸、駅前地区整備の検討に要する経費784万2,000円は、基本構想をより具体化させるため、導入施設、施設配置などを定める基本計画の策定に着手するものであります。

15目庁舎建設事業費の二重丸、庁舎建設事業費34億6,241万9,000円は、新庁舎の建設工事を令和元年8月に着手しており、建設工事及び工事監理委託、機能移転等支援業務委託を継続事業の2年目として実施する、また今年度は可動書架設置、エントランスホール装飾、新庁舎北側駐車場、駐車場ソーラー街灯の各工事を行うほか、令和3年度までの2か年継続事業で電気設備関連、木製建具、ネットワーク配線の各工事を行うものであります。

1目徴税费の一つ丸、市税の賦課事務に要する経費で軽自動車税環境性能割徴収取扱手数料11万円は、元年10月から軽自動車税環境性能割が導入され、申告納付等の取扱事務については北海道において行われることになったことから、その手数料であります。

1目戸籍住民基本台帳費の一つ丸、住民基本台帳ネットワークシステム管理に要する経費でシステム機器更新委託料56万8,000円は、統合端末とタッチパネルについて機器更新を行うものであります。

知事・道議選挙費の知事・道議選挙の執行に要する経費、市長・市議選挙費の市長・市

議選挙の執行に要する経費、参議院議員選挙費の参議院議員選挙の執行に要する経費は皆減であります。

1目統計調査費の二重丸、国勢調査に要する経費986万円は、5年に1度実施される国勢調査を実施するための調査員報酬、調査区要図作成委託など、国勢調査実施に係るものであります。

次に、35ページでございます。3款民生費は20億1,194万2,000円で、前年度と比較して2,584万7,000円の減となりますが、主な要因につきましては、精神障害者福祉費の自立支援給付費の1,825万1,000円の増、児童福祉総務費の児童扶養手当3,500万2,000円の減、子育て支援費の幼児教育無償化に要する経費1,008万8,000円の増、保育所費の保育所の運営管理に要する経費2,335万2,000円の増、扶助費の生活保護費医療費扶助3,549万3,000円の減によるものであります。

1目社会福祉総務費の二重丸、成年後見制度の利用促進に要する経費221万4,000円は、成年後見制度利用促進のため、成年後見支援センター事業を社会福祉協議会に委託し、法人後見制度への支援も行うためのものであります。

2目障害者福祉総務費の二重丸、障害福祉計画策定に要する経費43万2,000円は、令和3年度から令和5年度までの障害福祉計画を策定するためのものであります。

8目ふれあいセンター費の一つ丸、ふれあいセンターの管理に要する経費で備品購入費32万1,000円は、施設内に設置しているAED本体の使用期限が切れることから、更新に係る費用であります。

1目児童福祉総務費の二重丸、福祉医療システムに要する経費で100万円は、小学生の医療費の一部負担金軽減に伴う福祉医療システムの改修に係るものであります。

3目子ども発達支援費の一つ丸、子ども通園センターの運営管理に要する経費で備品購入費23万1,000円は、職員の配置に伴う業務用パソコン等の購入費であります。

4目子育て支援費の二重丸、幼児教育無償化に要する経費2,405万7,000円は、3歳から5歳までの子供の幼稚園、預かり保育、認可外保育所を対象として無償化が実施されたことに伴う給付費及び事務費であります。同じく二重丸、子育て世代包括支援センター開設準備に要する経費10万円は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターの開設に向けた準備を行う経費であります。

5目保育所費の一つ丸、保育所の運営管理に要する経費で備品購入費45万1,000円は、ひまわり保育園の午睡用ベッド15台の購入費及びその他備品の購入費であります。

4款衛生費は6億404万1,000円で、前年度と比較して1億2,754万2,000円の減となりますが、主な要因につきましては、砂川地区保健衛生組合負担金1億7,159万8,000円の減、中・北空知廃棄物処理広域連合負担金3,142万1,000円の増、ごみ処理場修繕料990万円の増によるものであります。

1目保健衛生費の一つ丸、保健衛生対策に要する経費で健康管理システム改修等委託料272万1,000円は、地域保健健康増進法に関する報告事項の改正などに伴うシステム改修費及び新規採用職員用健康管理システムのライセンス追加費用であります。

2目予防費の一つ丸、感染症予防に要する経費で風疹抗体検査委託料258万7,000円及び風疹予防接種委託料125万7,000円は、令和3年度までの時限措置として実施している風疹の追加的対策として、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性を対象に抗体検査及び予防接種を実施し、風疹の蔓延を防止するものであります。次に、二重丸、健康づくり推進事業に要する経費127万2,000円は、特定健診やがん検診の受診率向上や市民の主体的な健康づくり活動を推進するため、すながわ健康ポイント事業を実施するための経費であります。

1目ごみ処理費の一つ丸、ごみ収集処理に要する経費の修繕料1,150万円はごみ処理場浸出水処理施設について設備の回転円盤を支える軸受部品に損傷があることから交換するものであり、一般廃棄物処理基本計画策定委託料393万8,000円は現計画が令和2年度までとなっており、令和3年度以降の新たな基本計画を策定するため、策定業務の一部を委託するものであります。

5款労働費は1,102万9,000円で、前年度と比較して64万6,000円の減となります。

1目労働諸費の二重丸、若年者就労支援事業に要する経費61万1,000円は、市内企業の人材不足や人材育成など雇用に係る課題を明らかにし、市内企業の魅力発信を行うとともに若者のキャリアデザインを推進することで地元での雇用創出を図るための講師謝礼、企業PRパンフ作成などの経費であります。

6款農林費は1億7,400万5,000円で、前年度と比較して6,219万3,000円の増となります。主な要因は、農業農村整備に要する経費816万3,000円の減、農業用排水路整備事業費7,306万8,000円の皆増であります。

1目農業委員会費の一つ丸、農業委員会の運営に要する経費で農地台帳システム更新委託料11万円は既存システムの移行経費であり、備品購入費37万3,000円はパソコンの更新費用であります。

2目農業振興費の一つ丸、農業振興事業に要する経費でスマート農業推進補助金225万円は、省力化や軽量化を図るため、温度センサーによるビニールハウス側面の自動巻き上げ機の導入に係る経費の一部を補助するものであります。次に、二重丸、環境保全型農業直接支払交付金387万9,000円は、地球温暖化防止や生物多様性の保全に効果の高い営農活動に取り組む生産集団に対し、当該営農活動の実施に伴う追加的なコストを支援することで農業分野の有する環境保全機能を発揮することを目的として交付するものであります。

3目農業基盤整備事業費の一つ丸、農業農村整備に要する経費で道営北光袋地地区水利

施設等調査設計委託料30万円は、砂川市の基幹作物であるタマネギは収穫量や品質等に天候が影響するが、主産地である北光袋地地区は北海土地改良区の区域外であり、かん水体制が整備されておらず、干ばつに対応できないことから、道営事業を活用したかん水体制を整備するための調査設計委託料であり、国営北海地区土地改良事業負担金480万7,000円は、国営かんがい排水事業が令和元年度に第1期指定工事が完了するため、市町村の負担金について一括償還をするものであり、道営北光袋地地区水利施設等保全高度化事業負担金70万円は、袋地地区で実施するかん水事業の負担金であります。次に、二重丸、農業用排水路整備事業費7,306万8,000円は、東豊沼区の農業用排水路のルート変更をするとともに、排水断面の改修により災害に強い農業を実現するほか、住宅地への浸水被害を低減させるための事業であります。

1目林業振興費の一つ丸、林業振興対策に要する経費で市有林整備委託料66万6,000円は、市有林を整備するため、平成28年、30年に伐採し、平成29年、令和元年に植林した箇所について下刈り等を実施するものであります。次に、二重丸、未来につなぐ森づくり推進事業補助金307万円は、公共造林事業による植林は所有者の負担が大きいため、森林所有者の負担軽減並びに造林事業の促進を図るために補助するものであります。次に、二重丸、森林経営管理に要する経費183万1,000円は、森林経営管理法に基づき経営や管理が適切に行われていない森林について適切な経営や管理の確保を図るため、対象森林の植生状況等を把握するとともに、所有者の意向を確認し、必要な措置を図るための経費及び森林環境譲与税で交付された資金の残金を基金に積み立てるものであります。

次に、36ページになります。7款商工費は1億5,884万1,000円で、前年度と比較して288万7,000円の増となります。

1目商工振興費の一つ丸、商工業振興対策に要する経費で商工会議所創立70周年事業補助金100万円は、砂川商工会議所が創立70周年を迎え、記念誌を発行し、記念事業を開催するために補助するものであり、プレミアム商品券発行事業補助金400万円は、市内における消費の喚起と地域経済の活性化を図るため、1セット1万円につき2,000円のプレミアムとし、2,000セット発行する商工会議所が実施するプレミアム商品券発行事業に対して補助するものであり、商店会連合会商品券発行事業補助金250万円は、砂川商店会連合会の主催事業である夏のトリプルチャンス抽せん会、ウインターチャンスセールにおいて発行される商品券の経費を補助するものであり、商業街路灯無電柱化工事費補助金669万円は、国道12号の共同溝工事に伴い、今年度工事対象区間にある各商店会が管理する商業街路灯への電線を地中から引く工事を各商店会が実施することとなるため、その工事費用を対象商店会へ全額補助するものであります。次に、二重丸、地域ブランド構築に要する経費882万4,000円は、市内農商工業の発展のために様々な関係者にて地域ブランドをつくっていくため、そのチーム及び中心となる人材を育成す

る費用であり、旅費、業務委託料などがあります。

2目企業誘致費の一つ丸、企業誘致に要する経費で道央砂川工業団地草刈り業務委託料145万1,000円は、造成済み区画の草刈りを実施し、工業団地内の環境美化を図るための経費であります。次に、二重丸、東京砂川会に要する経費58万9,000円は、隔年で開催する東京砂川会総会の開催経費であります。

3目観光費の一つ丸、イベントに要する経費で納涼花火大会補助金200万円は、令和2年度に花火大会を開始して50回目を迎え、また商工会議所が創立70周年を迎えるため、記念事業として規模を拡大して実施することから増額し、補助するものであります。次に、二重丸、スイートロード事業補助金71万4,000円は、砂川のお菓子の魅力でまちのイメージアップと市外消費者の誘客を図るすながわスイートロード協議会に引き続き活動を円滑に実施するため、経費の一部を補助するものであります。次に、二重丸、観光客誘客の推進に要する経費678万4,000円は、着地型観光を推進する新たな資源の掘り起こしを行うなど、体験型観光やおもてなし観光の充実を図っており、観光資源の充実による受入れ体制の整備や効果的な観光PRを行い、観光客誘客の推進を図るための経費であります。次に、二重丸、忠臣蔵サミットに要する経費200万5,000円は、平成元年度以降参加都市持ち回りで実施されている忠臣蔵サミット義士親善友好都市交流会議が令和2年度に本市で開催されることとなったことから、今後組織する実行委員会に対し、運営に要する費用をする交付するものであります。

8款土木費は13億3,999万7,000円で、前年度と比較して1億266万6,000円の減となりますが、主な要因につきましては、道路橋梁の修繕工事費4,169万2,000円の減、道路橋梁新設改良事業費1億2,874万円の減、砂川緑地の復旧に要する経費1,000万円の増、市営住宅の長寿命化改善工事、団地内公園環境整備などの工事費1,846万円の増によるものであります。

2目道路橋梁維持費の一つ丸、道路橋梁の維持に要する経費で道路施設等パトロール委託料209万円は、市内の道路施設の老朽化が進んでおり、これまで以上に点検やパトロールが必要となっているため、その業務を委託するものであり、備品購入費153万6,000円は車両搭載の防災無線が電波法の改正により使用できなくなることから、その代替としてIP無線機を導入するものであります。二重丸、道路橋梁の修繕工事8,040万2,000円は、2橋の橋梁修繕工事、道路1路線の修繕工事、1路線の舗装補修工事、2路線の排水修繕工事であります。

3目道路橋梁新設改良費の二重丸、道路橋梁新設改良事業費3億8,703万6,000円は、記載のとおり改良舗装、橋梁架け替え等工事6件、測量設計委託5件、街路灯設置等工事などあります。

1目河川費の一つ丸、河川の維持管理に要する経費で工事請負費1,686万3,000円は、駄馬の沢川堆積土砂除却工事で、毎年駄馬の沢川土砂ため枡において土砂の除却

を行っておりますが、下流部に流出した土砂が大量に堆積していることから、土砂の除却を行い、災害の発生を防止するものであります。次に、二重丸、護岸改修事業費2,608万円は、南5号川護岸改修工事であり、設計委託及び工事を行うものであります。

1目都市計画総務費の一つ丸、都市計画事務に要する経費で都市計画マスタープラン等策定委託料830万5,000円は、砂川市都市計画マスタープラン及び砂川市緑の基本計画は砂川市総合計画に即して策定しており、現行計画の期間は令和2年度に終了を迎えることから、両計画の内容を見直すため、策定業務を委託するものであります。二重丸、JR砂川駅設備改善事業に要する経費14万9,000円は、高齢者や障害者を初めとする市民が安全かつ快適に利用できるようにJR砂川駅の設備改善に向けた協議を進めているところであり、引き続きJR北海道との協議を行うとともに、JR砂川駅ホーム待合室の維持管理を行う経費であります。

2目公園管理費の二重丸、砂川緑地の復旧に要する経費3,400万円は、オアシスゴルフ場の閉鎖に伴い、占用している河川緑地を国へ返地するため、専用施設を撤去し、原形復旧を行うものであります。同じく一つ丸、公園の維持管理に要する経費で工事請負費242万円は、公園施設長寿命化遊具修繕工事は長寿化計画に基づき市内公園の遊具の修繕工事を行うものであり、北光公園旧テニスコート照明撤去工事は旧テニスコートの夜間照明が今後使用する予定もなく、老朽化しているため撤去するものであります。

1目市営住宅管理費の一つ丸、市営住宅の管理に要する経費で東町・寺町団地公園環境整備実施設計委託料382万円は、子育てや団地内コミュニティ活動を支援するため東町団地、寺町団地内の公園整備を行うため、実施設計を委託するものであります。工事請負費1億1,213万2,000円は、長寿命化等を図る北光団地屋根・外壁改善工事、北光団地西5条広場を整備する北光団地公園環境整備工事、住み替えに伴い用途廃止した住棟を解体する宮川団地解体工事、老朽化に伴う寺町団地物置改修工事、団地用給油システムの耐用年限に伴う石山東町団地集中給油システム更新工事を行うものであります。同じく一つ丸、改良住宅の管理に要する経費で工事請負費4,149万2,000円は、北光団地北側奥の広場の整備を行う北光団地公園環境整備工事、宮川中央団地西7条広場の整備を行う宮川中央団地公園環境整備工事、老朽化に伴う非常用照明を年次計画で更新する宮川中央団地非常用照明LED化改修工事及び老朽化に伴う物置を改修する宮川中央団地物置屋根改修工事を行うものであります。

2目住宅管理費の一つ丸、教職員住宅の管理に要する経費で教員住宅家賃補助金6万2,000円は、市の教員住宅に入居できない校長、教頭が民間アパート等を借りる際に市の教員住宅との家賃等の差額を補助するものであります。同じく二重丸、ハートフル住まい推進事業に要する経費5,400万円は、砂川市住生活基本計画に基づき、定住促進とまちなか居住への誘導及び良質なストック形成、地元企業の利用促進を目的とする高齢者等安心住まい住宅改修補助金、永く住まい住宅改修補助金、まちなか住まい等住宅

促進補助金、空き家の予防を目的とする老朽住宅除却費補助金、自然エネルギーの活用の促進を目的とする住宅用太陽光発電システム導入費補助金であります。同じく二重丸、住み替え支援事業に要する経費1,430万4,000円は、住み替えや移住、定住の促進を図る登録物件促進補助金、移住促進補助金、子育て支援や若年夫婦の住み替えを支援する同居近居促進補助金、子育て支援補助金であります。

次に、37ページになります。9款消防費は4億5,248万2,000円で、前年度と比較して7,052万円の増となりますが、主な要因につきましては砂川地区広域消防組合負担金の6,953万6,000円の増によるものであります。

2目災害対策費の一つ丸、災害対策に要する経費で備蓄品購入費40万円は、非常用備蓄食料の更新とブルーシートを購入するものであり、北海道総合行政情報ネットワーク工事費負担金364万7000円は、北海道内全ての市町村に整備されている総合行政情報ネットワーク衛星無線設備について北海道が全道統一した企画で更新するため、更新費用を負担するものであります。

10款教育費は8億9,293万4,000円で、前年度と比較して3億4,163万円の増となりますが、主な内容につきましては、学校の管理に要する経費1,178万8,000円の減、同じく中学校の管理に要する経費2,110万8,000円の増、テニスコート改修事業費2億2,980万円の皆増、学校給食の実施に要する経費1億1,148万6,000円の増によるものであります。

2目事務局費の二重丸、市立小中学校の適正規模、適正配置の検討に要する経費32万円は、小中学校の適正規模、適正配置の推進に伴う小中一貫教育に関わる調査研究に必要な資料集積、さらに保護者、地域説明会の開催経費であります。

1目小学校管理費の一つ丸、学校の管理に要する経費で校務支援システム利用料253万円、校務支援システム接続委託料90万5,000円は、児童に関する様々な情報のデジタル化や教職員間で情報共有できるシステムの導入により会議や打ち合わせの事務負担を軽減する校務支援システムを導入するものであり、校舎内床ワックス塗布委託料46万6,000円は、中央、空知太小学校の廊下、階段等にワックス塗布を行うもの、中央小学校旧教頭住宅等解体工事費451万6,000円は、老朽化が著しく損壊が激しい旧住宅と旧倉庫を解体するものであります。備品購入費390万3,000円はプール上屋シートの購入費などであり、楽器購入費98万1,000円は楽器購入に対して寄附があったことから砂川小学校の楽器を購入するものであります。

2目小学校教育振興費の二重丸、市費教員任用に要する経費279万3,000円は、北光小の複式学級に引き続き児童の学習をサポートする支援員を配置する経費であります。同じく二重丸、学校運営協議会の運営に要する経費18万5,000円は、社会に開かれた教育課程を目指すため、モデル校として砂川小学校に学校運営協議会を設置することから、運営に必要な経費であります。同じく二重丸、教師用教科書、指導書に要する経費8

33万2,000円は、令和2年度からの小学校教科書の改訂に伴い、教職員の指導方法の平準化を図り、各児童が均一な学習を受けられるよう、教師用教科書及び教師用指導書の購入費であります。同じく二重丸、学校間連携事業に要する経費25万6,000円は、中1ギャップの改善のための小中学校間の連携や中学校入学後の集団への適応や効果的な学習を目指すための児童同士の交流を図る小学校間の連携を促進するため、学校間の移動のための車借り上げ料であります。同じく一つ丸、その他教育振興に要する経費で教育心理検査委託料9万8,000円は、児童個々の状況や学級集団の適応性について実態を把握するため、児童の満足度や意欲、対人関係スキルをはかる心理検査を実施するものであります。

1目中学校管理費の一つ丸、学校の管理に要する経費で校務支援システム利用料90万7,000円は、生徒に関する様々な情報のデジタル化や教職員間で情報を共有できるシステムの導入により会議や打合せの事務負担を軽減するための校務支援システムを導入するものであり、校舎内床ワックス塗布委託料87万3,000円は、石山中学校の体育館、廊下、階段等にワックス塗布を行うものであり、砂川中学校放送設備、電話システム改修工事費1,589万9,000円は、放送設備及び電話システムが老朽化し、校内放送及び電話使用時に支障が出ていることから、改修するものであります。備品購入費194万円は、砂川中学校において老朽化している除雪機、印刷機及び家庭科室ガス器具の更新などを行うものであり、楽器購入費205万7,000円は、楽器購入に対し寄附があったことから砂川中学校の楽器を機購入するものであります。

2目中学校教育振興費の二重丸、学校運営協議会の運営に要する経費18万5,000円は、小学校と同様に社会に開かれた教育課程を目指すため、モデル校として砂川中学校に学校運営協議会を設置することから、運営に必要な経費であります。次に、一つ丸、その他教育振興に要する経費で教育心理検査委託料17万3,000円は、小学校と同様に生徒個々の状況や学校、学級集団の適応性について実態把握するため、生徒の満足度や意欲、対人関係スキルをはかる心理検査を実施するものであります。

1目社会教育費の一つ丸、地域交流センターの運営に要する経費で備品購入費54万8,000円は、施設の必要なAEDの更新、プロジェクターの更新などを行うものであります。二重丸、学校運営協議会の活動に要する経費44万7,000円は、砂川小学校及び砂川中学校において設置される学校運営協議会の活動に必要な経費であります。

2目公民館費の一つ丸、公民館の管理に要する経費で備品購入費271万8,000円は、AEDの更新、避難用垂直式救助袋の更新などを行うものであります。次に、一つ丸、郷土資料室の運営管理に要する経費でデジタルデータ化委託料45万7,000円は、視聴覚ライブラリー及び郷土資料室に保存、収集している映像や音声資料で後世に残すべきものをデジタル化する経費であります。

3目図書館費の一つ丸、図書館の運営管理に要する経費でダムウェーター改修工事費4

25万7,000円は、図書館に設置されているダムウェーターは開館時に設置され、37年余りが経過しており、老朽化し、保守部品の供給も終了しているため、早急に更新を行うものであり、備品購入費65万円は図書収納用の書架、読み聞かせ用備品を購入するものであり、図書購入費500万円は毎年度購入する図書に加え、平成30年に寄附を受けたことから、乳幼児から青年までを対象とした図書を購入するものであります。

1目市民スポーツ推進費の一つ丸、体育振興及び指導に要する経費でプール監視業務委託料60万4,000円は、プール開放事業の際に監視員を雇用し、監視に当たっているが、業務が繁忙する時間帯の業務を委託し、2人体制で監視に当たるものであります。

2目体育施設費の一つ丸、総合体育館の管理に要する経費で備品購入費95万円は、AED事務室暖房機、草刈り機、業務用パソコンを更新するものであります。次に、一つ丸、海洋センターの管理に要する経費で備品購入費67万2,000円は、AED、ライフジャケット、草刈り機、業務用パソコンを更新するものであります。次に、二重丸、テニスコート改修事業費2億2,980万円は、開設から23年経過し、老朽化により人工芝の破断など不具合が生じていることから、人工芝の全面改修を行うほか、夜間照明のLED化、利用上の安全性を確保するために擁壁及びフェンスの改修等を行うものであります。

1目給食センター費の一つ丸、学校給食の実施に要する経費で賄い材料費2,542万8,000円は、令和2年4月から上砂川町、8月以降から奈井江町、浦臼町の学校給食調理業務を受託することから、各町分の食材費であり、生産物賠償責任保険料6万4,000円は給食を原因とした事故の補償のための保険料であり、給食パン、米飯運搬委託料242万2,000円は、主食のパン及び米飯の運搬料を市で負担するものであります。工事請負費3,184万5,000円は、施設の老朽化により、床暖房系統不凍液交換、厨房系統給排気ダクト整備、暖房系統配管設備改修、調理室照明LED化改修の各工事を行うものであり、備品購入費6,740万5,000円は、食缶消毒保管庫、あえもの用冷蔵庫、スチームコンベクションオーブン、米飯わん、汁わんを購入するものであります。

次に、38ページです。11款公債費は11億3,225万9,000円で、前年度と比較して2,055万2,000円の増となります。

12款諸支出金は33億6,001万6,000円で、前年度と比較して5,194万8,000円の増となります。増減については記載のとおりであります。1目国保会計繰出金は1,133万円の減であり、2目下水道会計繰出金は24万3,000円の増であり、3目病院会計繰出金は3,930万9,000円の増であり、特別交付税の増が主な要因であり、4目介護保険会計繰出金は1,820万2,000円の増であり、後期高齢者医療会計繰出金は890万3,000円の増であります。

13款職員費は15億1,688万5,000円で、前年度と比較して3,126万8,000円の減となります。主な要因は、給料で1,240万5,000円の増、職員手当等で50万8,000円の増、退職手当組合納付金の減などにより共済費で4,418

万2,000円の減であります。

以上が歳出であります。

次に、歳入について申し上げますが、戻っていただきまして30ページを御覧いただきたいと存じます。主なもののみ説明してまいります。

1款市税は20億2,510万4,000円で、前年度と比較して652万4,000円の減となりますが、主な原因につきましては、個人市民税で1,164万7,000円の増、法人市民税で935万8,000円の減、固定資産税で土地評価額の下落等により980万4,000円の減であります。

7款地方消費税交付金は4億7,000万円で、前年度と比較して1億1,000万円の増となりますが、昨年10月の消費税率の引上げに伴う増収によるものであります。

次に、31ページ、9款環境性能割等交付金450万1,000円で、前年度と比較して1,149万9,000円の減となりますが、交付実績に基づき予算を算定したことによるものであります。

10款地方特例交付金936万7,000円で、前年度と比較して3,061万7,000円の減となりますが、主な要因につきましては、子ども・子育て支援臨時交付金が終了となったためであります。

11款地方交付税は47億2,300万円で、前年度と比較して1億3,700万円の増となりますが、地方財政対策では前年度比4,073億円の増額が示されているところであり、幼児教育・保育の無償化の実施や会計年度任用職員制度の導入への対応、人口減少や少子高齢化対策のため新たに創設された地域再生事業費などにより増が見込まれ、基準財政需要額は2億3,984万円の増額を見込みました。基準財政収入額は、地方消費税交付金等の増額が見込まれることから1億284万円の増額を見込み、普通交付税で差引き1億3,700万円の増を見込んだところであります。

13款分担金及び負担金は1億5,681万7,000円で、前年度と比較して7,023万1,000円の増であり、学校給食の受託により、各町より学校給食事業負担金7,339万4,000円を受けるものであります。

次に、32ページ、15款国庫支出金は13億4,835万1,000円で、前年度と比較して9,135万6,000円の増となります。主な要因につきましては、1目民生費国庫負担金で生活保護費3,338万4,000円の減、1目土木費国庫補助金で橋梁長寿命化修繕事業費2,722万5,000円の皆増、4目総務費国庫補助金で再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業費7,122万4,000円の皆増であります。

16款道支出金は6億1,106万7,000円で、前年度と比較して5,139万8,000円の増となりますが、主な要因につきましては、1目民生費道負担金で児童福祉費989万1,000円の増、3目農林費道補助金で農業基盤奨励費4,267万円の増、1目総務費道委託金で知事・道議選挙費735万8,000円の皆減、参議院議員選挙費

1, 327万7, 000円の皆減であります。

次に、33ページ、19款繰入金は9億7, 999万9, 000円で、前年度と比較して2億3, 332万5, 000円の増となりますが、主な要因につきましては、財政調整基金繰入金1億7, 000万円の減、ふるさと納税などの寄附金を積み立てた基金から各事業に充当するまちづくり事業基金繰入金7, 302万1, 000円、社会福祉事業振興基金繰入金6, 223万円の増、庁舎建設工事に充当する庁舎整備基金繰入金2億6, 815万7, 000円の増であります。

22款市債は40億6, 050万円で、前年度と比較して27億5, 790万円の増となりますが、主な要因につきましては、1目総務債で一般単独事業債2, 110万円の皆増、2目土木債で公共事業等債1, 370万円の増、3目過疎対策事業債で道路整備事業債1億5, 920万円の減、給食センター整備事業債で3, 970万円の増、テニスコート整備事業債1億8, 350万円の増、消防施設整備事業債4, 670万円の皆増、農地耕作条件改善事業債2, 740万円の皆増、庁舎整備事業債6, 640万円の増、廃棄物処理施設整備事業債1億8, 630万円の皆減、4目臨時財政対策債で2, 980万円の減、5目緊急防災・減災事業債で6, 770万円の増、6目公共施設等適正管理推進事業債で市町村役場機能緊急保全事業債26億3, 500万円の増、7目緊急自然災害防止対策事業債3, 290万円の皆増であります。

以上が歳入であります。予算書の268ページ以降には給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○副議長 増山裕司君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君（登壇） 私から議案第8号、議案第10号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第8号 令和2年度砂川市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の283ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ21億2, 286万3, 000円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金であり、一時借入金の借入れの最高額は3億円と定めるものであります。

第3条は、歳出予算の流用であり、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費を各項の間で流用できると定めるものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。308ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で対前年比2, 433万9, 000円の増は、一般管理事務員に要する経費のうち、北海道クラウド導入に係る負担金等及び番号制度シス

テム整備委託料等の増によるものであります。

314ページをお開き願います。2款保険給付費、1項1目療養給付費で対前年比1,500万円の増、2項1目高額療養費で対前年比2,300万円の減は、それぞれ令和元年度の決算見込みに基づき推計したことによるものであります。なお、今年度より、経過措置として区分しておりました退職被保険者分は対象者がいなくなることから、予算科目を統合しております。

316ページをお開き願います。4項1目出産育児一時金で対前年比42万円の減は、近年の出産件数の減少と令和元年度の決算見込みに基づき推計したことによるものであります。

318ページをお開き願います。3款国民健康保険事業費納付金で対前年比45万9,000円の減は、本年1月に北海道が行った令和2年度国保事業費納付金本算定により、全道の保険給付費に必要な費用を各市町村の被保険者数、所得及び医療費等の状況に応じて案分した金額であります。

322ページをお開き願います。5款財政安定化基金拠出金、1項1目財政安定化基金拠出金で対前年比2,000円の皆増は、北海道胆振東部地震により局地激甚災害指定を受けた地域に対し、不足する保険料必要相当額について北海道の財政安定化基金拠出金より交付を行ったことから、当該交付額について道内の市町村がそれぞれ拠出するものであります。

324ページをお開き願います。6款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費で対前年比147万円の減は、主に特定健康診査等に要する経費のうち、対象者の減少による健診委託料の減によるものであります。

328ページをお開き願います。7款基金積立金、1項1目基金積立金で対前年比21万8,000円の増は、国保基金積立金の増によるものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては287ページ、総括でご説明させていただきます。1款国民健康保険税は2億3,186万6,000円で、対前年比1,268万1,000円の減であり、主に被保険者数の減による所得割、均等割の減によるものであります。

2款国庫支出金は162万3,000円で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の皆増によるものであります。

3款道支出金は17億501万7,000円で、対前年比1,524万1,000円の増であり、主に北海道クラウド導入に係る保険給付費等交付金特別交付金のうち、都道府県繰入金の増によるものであります。

4款財産収入は45万2,000円で、対前年比21万8,000円の増であり、基金運用による利子の増によるものであります。

5款繰入金は1億8,257万4,000円で、対前年比1,133万円の減であり、

主に財政安定化支援事業分を含め、一般会計繰入金の減によるものであります。

以上が歳入であります。予算書の338ページから345ページには給与費明細書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第10号 令和2年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の411ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6億2,546万8,000円と定めるものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。428ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で対前年比35万5,000円の減は、主に令和元年度に実施しました電算システム改修委託料27万円とパソコン購入費13万4,000円の減によるものであります。

430ページをお開き願います。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金で対前年比1,605万7,000円の増は、主に保険料分負担金及び療養給付費分負担金の増によるものであります。

432ページをお開き願います。3款保健事業費、1項1目健康保持増進事業費で対前年比12万9,000円の増は、主に後期高齢者健康診査委託料の増によるものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては415ページ、総括でご説明させていただきます。1款後期高齢者医療保険料は2億2,973万9,000円で、対前年比689万6,000円の増であり、主に保険料率の改正及び対象人員の増によるものであります。

2款繰入金は3億9,268万6,000円で、対前年比890万3,000円の増であり、一般会計繰入金のうち、保険基盤安定分繰入金及び療養給付費繰入金の増によるものであります。

4款諸収入は304万2,000円で、対前年比10万円の増は健康診査の増に伴う受託事業収入の増によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○副議長 増山裕司君 午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

○副議長 増山裕司君 休憩中の会議を開きます。

休憩前に引き続き提案説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 (登壇) それでは、私から議案第9号 令和2年度砂川市介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の347ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ19億3,168万7,000円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金で、借入れの最高額を1億円と定めるものであります。

第3条は、歳出予算の流用であり、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費を各項の間で流用することができるものと定めるものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。374ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で二重丸、事業計画策定に要する経費495万9,000円は、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画年度とする第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に要する経費であります。

380ページをお開き願います。2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費で対前年比5,098万1,000円の増は、訪問介護の前年度利用実績に基づく増及び令和元年度に新たに整備された特定施設入居者生活介護の利用者の増を見込むものであります。

3目施設介護サービス給付費で対前年比1,794万1,000円の減は、介護療養型医療施設の前年度利用実績に基づくものであります。

390ページをお開き願います。5項1目特定入所者介護サービス費で681万5,000円の減は、介護保険施設の食費及び居住費に対する利用者負担軽減対象者の減によるものであります。

394ページをお開き願います。4款地域支援事業費、1項1目介護予防生活支援サービス事業費で635万9,000円の増は、通所型サービスの前年度利用実績に基づくものであります。

400ページをお開き願います。3項2目任意事業費でアンダーラインを付しております成年後見制度普及啓発事業委託料53万円は、認知症高齢者等が地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の効果的な普及啓発を図るため、成年後見センター事業を行う砂川市社会福祉協議会に委託するものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては353ページの総括でご説明申し上げます。1款保険料は3億412万2,000円で、対前年比596万7,000円の減であり、消費税率の引上げに併せて国が低所得者対策として実施する第1号保険料の軽減措置により第1段階から第3段階までの保険料率が引き下げられることに伴う保険料額の減によるものであります。

2款分担金及び負担金は119万4,000円で、対前年比1万6,000円の増であり、情報共有ネットワーク事業費負担金の増などによるものであります。

3款国庫支出金4億8,610万3,000円で、対前年比42万4,000円の増、4款支払基金交付金5億102万1,000円で、対前年比644万4,000円の増、

5 款道支出金 2 億 8, 9 2 1 万 3, 0 0 0 円で、対前年比 1 1 9 万 9, 0 0 0 円の増は、保険給付費の増に伴う負担ルール分の増によるものであります。

6 款財産収入 4 4 万 6, 0 0 0 円は、基金運用利息であります。

7 款繰入金 3 億 4, 9 5 7 万 9, 0 0 0 円で、対前年比 2, 1 2 8 万 8, 0 0 0 円の増は保険給付費の増に伴う負担ルール分の増及び消費税率の引上げに併せて国が低所得者対策として実施する第 1 号保険料の軽減措置に伴う国、北海道、市の負担金の増によるものであります。

8 款繰越金につきましては、前年度と同額であります。

9 款諸収入 8, 0 0 0 円で、対前年比 1 1 2 万 2, 0 0 0 円の減は介護サービス提供基盤等整備事業費交付金返還金の減によるものであります。

なお、予算書の 4 0 8 ページ及び 4 0 9 ページには給与費明細書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○副議長 増山裕司君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君（登壇） 議案第 1 1 号 令和 2 年度砂川市下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。予算書の 1 ページをお開き願います。第 2 条は、業務の予定量であり、公共下水道事業は、処理区域面積 8 2 3 ヘクタール、年間有収水量 1 4 3 万 3, 0 0 0 立方メートルと予定したところであります。個別排水処理施設事業は、年間有収水量 2 万 6, 8 8 0 立方メートルと予定したところであります。主要な建設改良事業は、公共下水道整備事業 1 億 4, 3 9 8 万 9, 0 0 0 円、個別排水処理施設整備事業 1, 3 5 0 万 8, 0 0 0 円と予定したところであります。

第 3 条は、収益的収入及び支出の予定額であり、下水道事業収益は 7 億 8, 8 8 9 万 6, 0 0 0 円、下水道事業費用は 5 億 5, 1 7 0 万 6, 0 0 0 円と定めるものであります。

2 ページをお開き願います。第 4 条は、資本的収入及び支出の予定額であり、資本的収入は 1 億 9, 4 9 7 万 4, 0 0 0 円、資本的支出は 5 億 7, 9 4 6 万 4, 0 0 0 円と定め、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3 億 8, 4 4 9 万円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 9 5 6 万円、当年度分損益勘定留保資金 1 億 8, 2 6 9 万 5, 0 0 0 円及び当年度利益剰余金処分量 1 億 9, 2 2 3 万 5, 0 0 0 円で補填するものであります。

第 5 条は、企業債であり、下水道資本費平準化債から過疎対策事業債まで、限度額の合計を 1 億 2, 9 4 0 万円と定めるものであります。なお、起債の方法、利率及び償還の方法は、それぞれ記載のとおりであります。

第 6 条は、一時借入金であり、一時借入金の限度額は 3 億円と定めるものであります。

3 ページを御覧願います。第 7 条は、予定支出の各項の経費の金額の流用であり、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用と定めるものであります。

第8条は、議会の議会議決を経なければ流用することのできない経費であり、職員給与費3,903万5,000円と定めるものであります。

第9条は、他会計からの補助金であり、下水道事業のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1億7,179万3,000円であるとするものであります。

第10条は、利益剰余金の処分であり、当年度利益剰余金のうち1億9,223万5,000円は減債積立金として処分するものと定めるものであります。

続きまして、4ページをお開き願います。実施計画及び説明書についてご説明申し上げます。初めに、収益的収入であります。1款下水道事業収益、1項営業収益は、前年度より406万円増の4億4,987万7,000円を予定したところであります。内訳といたしましては、1目下水道使用料は消費税率引き上げに伴い、前年度より349万9,000円増の3億7,982万7,000円、2目雨水処理負担金は雨水処理に要する経費の増加に伴い、前年度より56万1,000円増の7,005万円を予定したところであります。

次に、2項営業外収益は、前年度より44万9,000円増の3億3,901万9,000円を予定したところであります。内訳といたしましては、1目受取利息及び配当金は前年度と同額の2,000円、2目他会計補助金は汚水処理に要する経費などの増加に伴い、前年度より144万7,000円増の1億7,179万3,000円、3目長期前受金戻入は償却資産の除却費の減に伴い、前年度より99万8,000円減の1億6,712万3,000円、4目雑収益は前年度と同額の10万1,000円を予定したところであります。

6ページをお開き願います。次に、収益的支出であります。1款下水道事業費用、1項営業費用は、前年度より438万8,000円減の4億9,342万4,000円を予定したところであります。内訳といたしましては、1目管渠費は昇給などによる職員人件費の増加や修繕費等の増加に伴い、前年度より164万7,000円増の2,984万2,000円、2目ポンプ場費は修繕費の減などに伴い、前年度より112万円減の852万8,000円、3目流域下水道管理費は令和2年度より水量負担単価が1立方メートル当たり25円から27円に増額したことなどによる石狩川流域下水道組合負担金の増に伴い、前年度より794万2,000円増の5,983万6,000円、4目個別排水処理施設費は浄化槽維持管理委託料の増などに伴い、前年度より4万1,000円増の1,258万8,000円を予定したところであります。

8ページをお開き願います。5目総係費は、中空知広域水道企業団に対する水道の隔月検針への変更に伴うシステム改修の完了などによる使用料算定等事務委託負担金の減などに伴い、前年度より302万2,000円減の3,281万2,000円、6目減価償却費は、令和元年度償却資産取得による有形固定資産の減価償却費の増などに伴い、前年度より194万1,000円増の3億4,285万5,000円を予定したところであります。

す。

10ページをお開き願います。7目資産減耗費は、本年度に実施する東1線管渠布設替え工事において污水管の除却を予定しており、前年度より1,181万7,000円減の696万3,000円を予定したところであります。

次に、2項営業外費用は、前年度より1,043万1,000円減の5,723万2,000円を予定したところであります。内訳といたしましては、1目支払利息及び企業債取扱諸費は過去に借り入れた起債の償還完了と利率見直し方式で借り入れた起債の利率低下などに伴い、前年度より891万9,000円減の4,192万8,000円、2目消費税及び地方消費税は課税仕入れ控除額の増加に伴い、前年度より151万2,000円減の1,530万4,000円を予定したところであります。

次に、3項特別損失は、前年度より320万6,000円減の5万円を予定したところであります。内訳といたしましては、1目過年度損益修正損は前年度と同額の5万円、2目その他特別損失は地方公営企業法の適用初年度にかかる経費であり、今年度においては支出の予定がないことから、前年度より320万6,000円の減を予定したところであります。

次に、4項予備費は、前年度と同額の100万円を予定したところであります。

12ページをお開き願います。次に、資本的収入であります。1款資本的収入、1項企業債は、1目企業債において下水道資本費平準化債及び建設改良費に充てる企業債の増に伴い、前年度より690万円増の1億2,940万円を予定したところであります。

次に、2項出資金は、1目出資金において企業債償還金の減に伴い、前年度より176万5,000円減の1,615万8,000円を予定したところであります。

次に、3項国庫補助金は、1目国庫補助金において社会資本整備総合交付金事業の増加に伴い、前年度より2,150万円増の4,750万円を予定したところであります。

次に、4項分担金及び負担金は、前年度より66万6,000円減の114万6,000円を予定したところであります。1目分担金は下水道受益者分担金及び個別排水処理施設分担金の減に伴い、前年度より6万9,000円減の64万7,000円、2目負担金は下水道受益者負担金の減に伴い、前年度より59万7,000円減の49万9,000円を予定したところであります。

次に、5項長期貸付金収入は、1目一般貸付金収入において水洗便所改造資金貸付け件数減による元金収入の減に伴い、前年度より52万6,000円減の77万円を予定したところであります。

14ページをお開き願います。次に、資本的支出であります。説明欄でアンダーラインを付しているのは臨時事業であります。1款資本的支出、1項建設改良費は、前年度より3,369万8,000円増の1億7,375万6,000円を予定したところであります。内訳といたしましては、1目公共下水道整備事業費は交付金事業として奈江豊平川

14排水区管渠新設工事及び公共下水道事業計画変更業務委託、下水道ストックマネジメント計画策定業務委託、単独事業として東1線管渠布設替え工事を行うため、前年度より3,303万6,000円増の1億4,398万9,000円、2目流域下水道整備事業費は北海道が実施する流域下水道施設の工事費等の増による負担金の増に伴い、前年度より40万9,000円増の1,625万9,000円、3目個別排水処理施設整備事業費は合併処理浄化槽設置工事費の増に伴い、前年度より25万3,000円増の1,350万8,000円を予定したところであります。

次に、2項企業債償還金は、1目企業債償還金において過去に借り入れた起債の償還完了などに伴い、前年度より1,147万5,000円減の4億470万8,000円を予定したところであります。

次に、3項長期貸付金は、1目一般貸付金において公共下水道及び個別排水処理施設の水洗便所改造資金貸付け件数の減に伴い、前年度より300万円減の100万円を予定したところであります。

16ページ以降は財務諸表など予算に関連する資料でありますので、ご高覧をいただき、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長 増山裕司君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君（登壇） 私から議案第12号 令和2年度砂川市病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

1ページを御覧いただきたいと存じます。第2条は、業務の予定量であり、病床数は498床、年間患者数は入院を14万6,153人、外来を25万9,198人とし、1日平均患者数は入院を400人、外来を1,067人としたところであります。主要な建設改良事業は、1、医療機械器具整備事業であります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額であり、病院事業収益は146億3,257万7,000円、病院事業費用は148億3,282万8,000円と定めるものであります。

2ページをお開きいただきたいと存じます。第4条は、資本的収入及び支出の予定額であり、資本的収入は8億7,933万7,000円、資本的支出は14億2,851万2,000円と定め、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億4,917万5,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

第5条は、債務負担行為であり、医療機械器具整備について令和2年度から令和3年度までの期間で限度額を4,708万8,000円と定めるものであります。これは、現在使用している病理検査業務支援システムであり、平成22年に購入し、経年により交換部品の供給が終了するため、令和3年度の早い時期に稼働できるように更新を図るものであります。なお、本システムは、発注から納品、安定稼働まで6か月程度を要するものであります。

第6条は、企業債であり、医療機械器具整備事業の起債限度額を3億6,550万円と定めるものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ記載のとおりであります。

第7条は、一時借入金の限度額を3億円と定めるものであります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用であり、流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、医業費用及び医業外費用の間の流用と定めるものであります。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であり、職員給与費81億1,047万1,000円、交際費350万円と定めるものであります。

第10条は、重要な資産の取得及び処分であり、取得する資産を機械備品の重要パラメーターつき多項目モニター、一般撮影CRシステム、病理検査業務支援システム、コアスイッチ及び内視鏡マネジメントシステムとするものであります。

4ページをお開きいただきたいと存じます。収益的収入であります。1項医業収益は9億175万2,000円の増額で、1目入院収益で7億2,789万2,000円増額、1人当たりの診療単価では3,482円増の6万2,358円、2目外来収益で1億7,700万9,000円増額、1人当たりの診療単価では593円増の1万3,476円、3目その他医業収益で314万9,000円減額を予定したものであります。

2項医業外収益は2,397万4,000円の増額で、3目補助金で933万7,000円増額、6ページをお開きいただきたいと存じます。3目負担金交付金で国の交付税算定に基づいた市からの繰入金で1,980万7,000円増額を予定したものであります。

3項看護専門学校収益は609万1,000円の減額、4項院内保育事業収益は90万9,000円の減額を予定したところであります。

8ページをお開きいただきたいと存じます。5項特別利益は5億478万4,000円の増額で、2目退職給付引当金戻入益で年度末に要する退職金総額に対し、退職手当組合における収支により退職給付金引当額が余剰となる見込みであることから、戻入益を予定したところであります。

10ページをお開きいただきたいと存じます。収益的支出であります。1項医業収益は2億8,538万5,000円の増額で、1目給与費で職員数の増加や会計年度任用職員制度の導入などに伴い、1億2,003万9,000円増額、12ページをお開きいただきたいと存じます。2目材料費で高額な抗がん剤等の使用量増加などに伴い、2億9,746万1,000円増額、3目経費で8,527万4,000円減額は、15ページをお開きいただきたいと存じます。12節修繕費、16節委託料の減などによるものです。16ページをお開きいただきたいと存じます。4目減価償却費で平成26年度に購入した医療機器の一部が減価償却を終了したことから2,594万3,000円減額、5目資産減耗費で255万6,000円増額、6目研究研修費で2,345万4,000

円減額を予定したものであります。

18ページをお開きいただきたいと存じます。2項医業外費用は248万5,000円の減額で、1目支払利息及び企業債取扱諸費で企業債利息の減に伴い、474万9,000円減額を予定したものであります。

3項看護専門学校費用は243万7,000円の増額で、1目給与費で人事異動や会計年度任用職員制度の導入に伴い、281万6,000円増額を予定したものであります。

22ページをお開きいただきたいと存じます。4項院内保育事業費用は256万3,000円の増額で、1目経費、6節委託料の増額によるものであります。

5項特別損失においては1,620万円の減額で、24ページをお開きいただきたいと存じます。2目修学資金返還免除費の減額によるものであります。

26ページをお開きいただきたいと存じます。資本的収入であります。1項企業債は医療機械器具整備事業に係る借入れ予定額で5,450万円の減額、2項投資償還金は1目長期貸付金償還金で145万8,000円の減額、3項出資金は1目一般会計出資金で国の交付税算定に基づいた市からの出資金において繰入れ基準となる企業債元金償還金の増に伴い、2,178万2,000円の増額を予定したところであります。

28ページをお開きいただきたいと存じます。資本的支出であります。1項建設改良費は1目資産購入において重要パラメーターつき多項目モニター、一般撮影CRシステムなど医療器械器具の整備を図るもので4,687万円の減額、2項企業債償還金は1目元金償還金において5,234万8,000円の増額、3項投資は1目長期貸付金において看護学生への修学資金の貸与を行うもので534万円の減額を予定したところであります。

30ページ以降は財務諸表など予算に関する資料でありますので、ご高覧いただき、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長 増山裕司君 以上で各議案の提案説明を終わります。

◎休会の件について

○副議長 増山裕司君 お諮りします。

3月13日は、議案調査等のため本会議を休会にしたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、3月13日は休会することに決定しました。

◎散会宣告

○副議長 増山裕司君 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 1時27分